



平成 30 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 東京汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 齊藤 宏之
(コード：9193、東証第 2 部)
問合せ先 取締役総務部長兼経理部長
佐藤 晃司
(TEL. 045-671-7713)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 21 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一する取り組みを進め、移行期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めています。

投資単位の引き下げは株式の流動性を高め、より多くの投資家が投資しやすい環境を整えるための有効な施策の一つであることから、当社は株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 7 月 1 日

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。

(3) 効力発生日

平成30年7月1日

(ご参考)

平成30年7月1日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

以 上